

第3節 前払式証票発行業者の監督をめぐる動き

I 前払式証票発行業者の概要

昭和57年のテレホンカード発売以降、新たな決済手段としてプリペイドカードが急速に普及してきたことを背景に、プリペイドカードに関する諸問題について研究会における検討等を経て「商品券取締法」を全面改正した「前払式証票の規制等に関する法律」が平成元年12月に成立し、翌2年10月から施行された。

法改正以後、自家型発行者の届出件数については、平成11年9月の426件、第三者型発行者の登録件数については、平成7年3月の1,672件をピークに漸減傾向にある。平成13年3月期末現在の自家型発行者の届出件数は、408件、第三者型発行者の登録件数は、1,618件となっており、前年同期と比較してそれぞれ14件、35件の減少となった。

II 発行保証金の還付について

平成12年12月に関係財務局において、破産した(株)丸信(中国財務局管内)、(株)サイカワ(東北財務局管内)、について発行保証金の配当を実施したほか、平成13年に入り(株)上野百貨店(関東財務局管内)、(株)丸正百貨店(近畿財務局管内)について発行保証金の還付手続を開始した。